

336 更新

株式会社ミナミ

一般事業主行動計画



社員が職場生活と家庭生活のバランスがとれた働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間：令和 3 年 10 月 1 日 から 令和 8 年 9 月 30 日までの 5 年間

2 内 容：

目標 1 配偶者の出産・育児期間中や、子供だけでなく家族の介護のため、
休暇及び時間単位の取得促進

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 3 年 10 月 ～ 制度内容の検討開始

令和 3 年 12 月 制度取得の促進

目標 2 子どもとの交流時間を確保・所定外労働を削減するため、
一斉退社及びノー残業デーを設定する。

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 3 年 10 月 ～ 社員から調査し取り組みについて検討

令和 3 年 12 月 ノー残業デーの日を決定し全社員に周知

目標 3 年次有給休暇の取得の促進

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 3 年 10 月 ～ 有給休暇取得の促進